

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱

1. 制度目的

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。なお、本要綱において使用する用語は、産業競争力強化法、同法施行令・同法施行規則の使用用語の例によるものとする。

2. 申込人資格要件

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

【法第53条第1項に規定】

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1号に規定】

- ③特定認証紛争解決手続（法第2条第16項に規定）に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成

11 年法律第 158 号) に基づく調停における調書 (同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。) 又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの

【施行規則第 3 2 条第 2 号に規定】

⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

【施行規則第 3 2 条第 3 号に規定】

⑪経営サポート会議 (信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場) による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。ただし、申込人が 2. ①に該当する場合は、金融機関経由保証申込又は斡旋保証申込とする。

4. 保証限度額及び保証形式

(1) 保証限度額

2 億 8, 0 0 0 万円

普通保険にかかる保証 2 億円

無担保保険にかかる保証 8, 0 0 0 万円

特別小口保険にかかる保証 2, 0 0 0 万円

中小企業者が組合等の場合は、4 億 8, 0 0 0 万円

(2) 保証形式

個別保証とする。

5. 保証割合

(1) 普通保険及び無担保保険にかかる保証

金融機関の選択した責任共有制度 (責任共有制度要綱(平成 18・9・12 中庁第 2 号)に定める制度をいう。以下同じ。) の方式によるものとする。ただし、次の①又は②に掲げる場合 (いずれも信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。) は、責任共有制度の対象除外とする。

①責任共有制度の対象除外となる既往借入金 (平成 19 年 9 月 30 日以前に信用保証協会が保証申込み受付した保証であって保証割合が 100%保証の保証を含む。) を本制度で借り換える場合

②中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) 第 12 条に規定する経営安定関連保証 (同法第 2 条第 5 項第 5 号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。) であって令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内 (当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。) に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合

(2) 特別小口保険にかかる保証
責任共有制度の対象除外。

6. 対象資金

事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

7. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

8. 保証期間

(1) 一括返済の場合 1年以内とする。

(2) 分割返済の場合 15年以内とする。(据置期間は5年以内とする。)

9. 信用保証料率

責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し、0.8%とする。責任共有制度の対象除外の場合は、保証委託額に対し、1.0%とする。

ただし、本制度における経営者保証免除対応(以下「免除対応」という。)(注)を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。

10. 信用保証料の補助

責任共有制度の対象の場合は0.6%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.8%に相当する額を国が補助する。免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

11. 担保・保証人

(1) 担保 必要に応じて徴求するものとする。

(2) 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

12. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

13. 申込添付資料

信用保証協会所定の申込書類の他、次の資料を添付するものとする。

(1) 2. に規定する計画

(2) 経営者保証免除対応確認書(免除対応を適用する場合)

1 4. 事業再生の計画

事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとし、別添の計画雛形を参考とするものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

1 5. 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
- (2) 事業再生の計画が2. に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が2. に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

1 6 ■

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに信用保証協会が保証申込み受付したものとする。

注：普通保険及び無担保保険にかかる保証について、次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ①直近の決算が資産超過であること。
- ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。